

改正後	改正前
<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という。))に係るものに限る。は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができる免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。))を除く。))を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。))により行われるものであること。</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。</p> <p>イ 教習課程(大型)に係る教習を行うために必要な数の大型自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下「貨物自動車」という。))に限る。以下この項において同じ。)、中型自動車(貨物自動車に限る。以下この項及び次項において同じ。))、準中型自動車(貨物自動車に限る。以下同じ。))若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、大型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備</p>	<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。))を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。))により行われるものであること。</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 教習課程(大型)に係る教習を行うために必要な数の大型自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下「貨物自動車」という。))に限る。以下この項において同じ。)、中型自動車(貨物自動車に限る。以下この項及び次項において同じ。))若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、大型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。))又は</p>

えたものに限る。以下この項において同じ。）又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。次号において「府令」という。）第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレーター（以下「運転シミュレーター」という。）

ロ 「略」

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
「略」	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性	一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつて	

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。次号において「府令」という。）第三十三条第四項第一号ホの運転シミュレーター（以下「運転シミュレーター」という。）

ロ 「同上」

三 「同上」

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
「同上」	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性	一 大型自動車、中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、大型自動車、中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結の状態にある路面での	

<p>気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識</p>	<p>に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p>
<p>一 教本、府令第三十三条第五項第二号ニの模擬人体装置（以下「模擬人体装置」という。）、「視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>二 大型免許に係る届出自動車教習所指導員（都道府県公安委員</p>	<p>は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下「凍結路面教習」という。）を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができる）と認められる場合を除く。）。</p> <p>二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>
<p>三時限以上</p>	
<p>気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識</p>	<p>に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p>
<p>一 教本、府令第三十三条第四項第二号ニの模擬人体装置（以下「模擬人体装置」という。）、「視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>二 大型免許に係る届出自動車教習所指導員（都道府県公安委員</p>	<p>走行に係る教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる）と認められる場合を除く。）。</p> <p>二 大型自動車、中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>
<p>三時限以上</p>	

	<p>会（以下「公安委員会」という。）が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。</p> <p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>	
<p>備考</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p> <p>六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）については、<u>中型自動車又は準中型自動車を用いて行うことができる。</u></p>	

	<p>会（以下「公安委員会」という。）が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。</p> <p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>	
<p>備考</p> <p>「一〇四 同上」</p>	<p>五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p> <p>六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習については、<u>中型自動車を用いて行うことができる。</u></p>	

〔七・八 略〕

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

十 〔略〕

3 令第三十三條の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車免許（以下「中型免許」）という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

〔イ・ロ 略〕

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

〔七・八 同上〕

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、大型自動車、中型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことができる。

十 〔同上〕

3 〔同上〕

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（中型自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

〔イ・ロ 同上〕

二 〔同上〕

イ 教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な数の中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ 「略」

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
「略」		
夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における	一 中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合には	

イ 教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な数の中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ 「同上」

三 「同上」

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
「同上」		
夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における	一 中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、中型自動車又は普通自動車を用いる場合には、凍結の状態にある路面	

<p>運転の危険性に 応じた貨物 自動車の安全 な運転に必要 な技能</p>	<p>つては、凍結路面教習を行うこと ができる設備を併せ用いて行 うこと（教習を行う路面の状態 により当該設備を用いなくても 凍結路面教習を行うことができ ると認められる場合を除く。）</p> <p>二 中型自動車、準中型自動車又 は普通自動車を用いる場合に あつては道路又は届出自動車教 習所のコースその他の設備にお いて、運転シミュレーターを用 いる場合にあつては届出自動車 教習所の建物において行うこと。</p>	<p>〔略〕</p> <p>備考 〔一〕四 略</p> <p>五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる</p>
--	---	--

<p>運転の危険性に 応じた貨物 自動車の安全 な運転に必要 な技能</p>	<p>での走行に係る教習を行うこと ができる設備を併せ用いて行 うこと（教習を行う路面の状態に より当該設備を用いなくても凍 結の状態にある路面での走行に 係る教習を行うことができる と認められる場合を除く。）</p> <p>二 中型自動車又は普通自動車を 用いる場合にあつては道路又は 届出自動車教習所のコースその 他の設備において、運転シミュ レーターを用いる場合にあつて は届出自動車教習所の建物にお いて行うこと。</p>	<p>〔同上〕</p> <p>備考 〔一〕四 同上</p> <p>五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備にお</p>
--	---	--

きる。

六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重教習については、準中型自動車を用いて行うことができる。

七 「略」

八 「略」

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことができる。

十 「略」

4 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（準中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（準中型自動車

いて行うことができる。

「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

八 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、中型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことができる。

九 「同上」

「項を加える。」

を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「準中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 準中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（準中型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な数の準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
貨物自動車の	準中型自動車又は運転シミュレー	二時限以上

<p>運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>普通乗用自動車（普通自動車のうち、貨物自動車を除いたものをいう。以下この表において同じ。）の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運</p>
<p>ターを用い、準中型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、準中型自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。</p>	<p>普通乗用自動車又は運転シミュレーターを用い、普通乗用自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通乗用自動車を用い、届出自動車教習所のコースにお</p>
<p></p>	<p>一時限以上</p>

<p>路面が凍結の 状態にある場 合その他の悪 条件下にある 場合における 運転の危険性</p>	<p>夜間における 貨物自動車の 安全な運転に 必要な技能</p>	<p>貨物自動車及 び普通乗用自 動車の運転に 係る危険の予 測その他の貨 物自動車及び 普通乗用自動 車の安全な運 転に必要な知 識</p>	<p>能 転に必要な技</p>
<p>一 準中型自動車、普通自動車又 は運転シミュレーターを用いて 行うこと。ただし、準中型自動 車又は普通自動車を用いる場合 にあつては、凍結路面教習を行 うことができる設備を併せ用い</p>	<p>準中型自動車又は運転シミュレ ーターを用い、準中型自動車を用い る場合にあつては道路において、 運転シミュレーターを用いる場合 にあつては届出自動車教習所の建 物において行うこと。</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を 用い、討論の方式により、届出自 動車教習所の建物において行うこ と。</p>	<p>いて行うこと。</p>
	<p>一時限以上</p>		<p>一時限以上</p>

<p>高速自動車国道等における</p>	<p>能 転に必要な技 車の安全な運 ける普通自動 車の安全な運 転に必要な技 能</p>	<p>に応じた貨物 自動車の安全 な運転に必要 な技能</p>
<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物に</p>	<p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>て行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくとも凍結路面教習を行うことができる）と認められる場合を除く。 二 準中型自動車又は普通自動車をを用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>
<p>一時限以上</p>	<p>一時限以上</p>	

<p>普通自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>おいて行うこと。</p>	
<p>備考</p>	<p>一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。</p> <p>二 教習は、大型自動車仮免許、中型自動車仮免許又は準中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。</p> <p>三 現に普通免許を受けている者に対しては、普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能、貨物自動車及び普通乗用自動車の運</p>	<p>一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>二 準中型免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。</p> <p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>

転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（普通乗用自動車に係るものに限る。）、高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な技能並びに高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識に係る教習を行わないこととする。

四 現に普通免許を受けている者に対する教習のうち、貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（貨物自動車に係るものに限る。）に係る教習の教習時間は一時限以上とする。

五 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。

六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、準中型自動車をを用いて行うものと併せて行うものとする。

七 普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通乗用自動車をを用いて行うものと併せて行うものとする。

八 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

九 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。

十 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、準中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は準中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

十一 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所

のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

十二 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三條の六第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

5||

令第三十三條の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（普通免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普通）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

「イ・ロ 略」

二 「略」

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

4||

「同上」

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（普通自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

三 「同上」

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	一時限以上
<p>〔略〕</p> <p>高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>一時限以上</p>		

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、専ら人を運搬する構造の普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	一時限以上
<p>〔同上〕</p> <p>高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）における普通自動車の安全な運転</p> <p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>一時限以上</p>		

七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場 備考 「二〇六 略」	合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結路面教習を行うことのできる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。）
	二 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	

七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場 備考 「二〇六 同上」	合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことのできる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができると認められる場合を除く。）
	二 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	

合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合においては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

〔八・九 略〕

9||

令第三十三条の六第四項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

路面が凍結の	第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
	〔略〕		
一	バス型の中型自動車、普通自		
	一時限以上		

合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合においては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことができる。

〔八・九 同上〕

8||

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

路面が凍結の	第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
	〔同上〕		
一	バス型の中型自動車、普通自		
	一時限以上		

<p>状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。）。</p> <p>二 バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>〔略〕</p> <p>備考 「一〇六 略」</p> <p>七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転</p>
--	---	---

<p>状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる場合を除く。）。</p> <p>二 バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>〔同上〕</p> <p>備考 「一〇六 同上」</p> <p>七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転</p>
--	---	---

に必要な技能に係る教習のうち、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

〔八・九 略〕

10||

令第三十三条の六第四項第一号ハの規定による指定の基準（普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（普通二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔略〕		
路面が凍結の状態にある場合その他の悪	一 普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、普通自動車を用いる場合に	一時限以上

に必要な技能に係る教習のうち、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

〔八・九 同上〕

9||

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔同上〕		
路面が凍結の状態にある場合その他の悪	一 普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、普通自動車を用いる場合に	一時限以上

<p>条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>あつては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができる）と認められる場合を除く。</p> <p>二 普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>〔略〕</p> <p>備考 〔一〕六 略</p> <p>七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる</p>
--	---	--

<p>条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>あつては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる）と認められる場合を除く。</p> <p>二 普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>〔同上〕</p> <p>備考 〔一〕六 同上</p> <p>七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の</p>
--	---	--

場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

〔八・九 略〕

(指定の申請)

第二条 〔略〕

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員（大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。）の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）及び履歴書

〔二〇七 略〕

(指定の取消し等)

第八条 公安委員会は、特定届出自動車教習所について指定教習課程に係る免許に係る法第九十九条第一項の指定をしたとき、指定教習課程

教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

〔八・九 同上〕

(指定の申請)

第二条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員（大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。）の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）及び履歴書

〔二〇七 同上〕

(指定の取消し等)

第八条 公安委員会は、特定届出自動車教習所について指定教習課程に係る免許に係る法第九十九条第一項の指定をしたとき、指定教習課程

が第一条第二項から第十項までの基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき、特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が第四条の規定に違反したとき、特定届出自動車教習所が第五条の規定に違反して終了証明書を発行し若しくは第六条の規定に違反したとき、又は特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その指定教習課程に係る指定を取り消すことができる。

2
「略」

が第一条第二項から第九項までの基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき、特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が第四条の規定に違反したとき、特定届出自動車教習所が第五条の規定に違反して終了証明書を発行し若しくは第六条の規定に違反したとき、又は特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その指定教習課程に係る指定を取り消すことができる。

2
「同上」

別記様式第2号 (第3条関係)

第	号
指 定 書	
名 称	
所在地	
第1項第1号ハ	
道路交通法施行令第33条の6第2項第1号ハの規定により、上記の	
第4項第1号ハ	
届出自動車教習所が行う教習の課程	を指定
	する。
	教習課程 (大型)
	教習課程 (中型)
	教習課程 (準中型)
	教習課程 (普通)
	教習課程 (大自二)
	教習課程 (普自二)
	教習課程 (大型二種)
	教習課程 (中型二種)
	教習課程 (普通二種)
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第3条関係)

第	号
指 定 書	
名 称	
所在地	
第1項第1号ハ	
道路交通法施行令第33条の6第2項第1号ハの規定により、上記の	
第4項第1号ハ	
届出自動車教習所が行う教習の課程	を指定
	する。
	教習課程 (大型)
	教習課程 (中型)
	教習課程 (普通)
	教習課程 (大自二)
	教習課程 (普自二)
	教習課程 (大型二種)
	教習課程 (中型二種)
	教習課程 (普通二種)
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第5条関係)

第 号	終 了 証 明 書
写 真	
押 出 し	住 所
スタンプ	氏 名
	年 月 日 生
上記の者は、	年 月 日 道路交通法施行令第33条の6
第1項第1号ハ	教習課程 (大型)
第2項第1号ハの規定による指定を受けた教習の課程	教習課程 (中型)
第4項第1号ハ	教習課程 (準中型)
	教習課程 (普通)
	教習課程 (大自二)
	教習課程 (普自二)
	教習課程 (大型二種)
	教習課程 (中型二種)
	教習課程 (普通二種)
を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
	所 在 地
	名 称
	管 理 者

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第5条関係)

第 号	終 了 証 明 書
写 真	
押 出 し	住 所
スタンプ	氏 名
	年 月 日 生
上記の者は、	年 月 日 道路交通法施行令第33条の6
第1項第1号ハ	教習課程 (大型)
第2項第1号ハの規定による指定を受けた教習の課程	教習課程 (中型)
第4項第1号ハ	教習課程 (普通)
	教習課程 (大自二)
	教習課程 (普自二)
	教習課程 (大型二種)
	教習課程 (中型二種)
	教習課程 (普通二種)
を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
	所 在 地
	名 称
	管 理 者

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第4号（第8条関係）

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

下記の理由により、 の行う教習の課程

教習課程（大型）
教習課程（中型）
教習課程（準中型）
教習課程（普通）
教習課程（大自二）
教習課程（普自二）
教習課程（大型二種）
教習課程（中型二種）
教習課程（普通二種）

の指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第8条関係）

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

下記の理由により、 の行う教習の課程

教習課程（大型）
教習課程（中型）
教習課程（普通）
教習課程（大自二）
教習課程（普自二）
教習課程（大型二種）
教習課程（中型二種）
教習課程（普通二種）

の指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。